

【研究ノート】

長野県の竜丘村と滋野村を事例とした
初期公民館の館報と戦前地域メディアの接続
— その2 滋野村の事例 —

森谷 健

地域社会学研究室

**The connection between the newsletter of the early public hall and
the prewar local community media
in the case of Tatsuoka Village and Shigeno Village
in Nagano Prefecture
Part2 Shigeno village**

MORIYA Takeshi

Community Sociology

Abstract

This paper is the latter half of the paper which examines how the public hall newsletter of the early public hall is connected to the prewar local community media in the case of Tatsuoka Village and Shigeno Village in Nagano Prefecture.

In this paper, the experience of publishing pre-war local community media in Shigeno village did not lead to the publication of the post-war public hall newsletter, and it was observed that the public hall newsletter was parallel to another local community media that draws on the flow of pre-war local community media.

Finally, we considered the cases of Tatsuoka and Shigeno, and pointed out that the pre-war local community media publishing was connected to the post-war local community media publishing while being linked to the acceptance and practice of post-war social education (out-of-school education) and public hall policies in the local community.

キーワード：地域メディア、市民編集、公民館報、時報

はじめ

拙稿「長野県の竜丘村と滋野村を事例とした初期公民館の館報と戦前地域メディアの接続—その1 竜丘村の事例—」（以下、「その1」と略）では、戦前の「竜丘時報」が「竜丘村公民館」の館報に引き継がれたことを明らかにした。

本稿では、同じく長野県で発行された小県郡滋野村の「滋野時報」をとりあげる。滋野村は、1876（明治9）年5月に合併により誕生した（「小県郡滋野村勢一覧」）。戦後、滋野村は、1958（昭和33）年4月には東部町へ合併したが（東部町誌編纂委員会、1988、468）、その東部町は、1956（昭和31）年9月に、田中町・祢津（ねつ）村・和（かのう）村が合併して発足していた（東部町誌編纂委員会、1988、463）。さらに、2004（平成16）年4月に東部町と北御牧村の合併により東御市となっている（東御市「合併の推進」）。

1 戦前の「滋野時報」

1-1 戦前「滋野時報」の発行状況と編集

「滋野時報」は、長野県小県郡滋野村で発行されていた。「滋野時報」の縮刷版『滋野時報 志げ乃むら』（滋野時報縮刷版発行委員会、2008、以下『縮刷版』）を見ると、戦前の「滋野時報」は、1927（昭和2）年5月に第1号が発行されている（1）。

各号題字下には「月刊毎月十五日発行」と記され（図1）、表1に示したように、未収集や発行禁止処分（2）を除くと、毎月発行されていたと言って良い。

表1 戦前の「滋野時報」発行状況（『滋野時報 志げ乃むら』から作成）

年	号数	『縮刷版』所収・備考
1927（昭和2）年	1～8	5月創刊。創刊号未収集
1928（昭和3）年	9～20	3月11号、11月19号は未収集
1929（昭和4）年	21～32	6月26号、9月29号、10月30号、11月31号は未収集
1930（昭和5）年	33～44	1月33号、3月35号、5月37号、6月38号、7月39号、9月41号、12月44号は未収集
1931（昭和6）年	45～56	1月45号、6月50号、7月51号、8月52号、9月53号、11月55号、12月56号は未収集



図1 第2号題字

1 第1号は縮刷版には収録されていない。

2 『縮刷版』の編集後記（684ページ）によると「丁度昭和六年頃、長野県特高警察より、偏重した記事だとか、先鋭的だとか、メーデーの記事がいけない等の理由で」発行禁止処分を受け、「昭和十年頃ようやく処分が解け」たとされている。

1932 (昭和7) 年	57	1月57号は掲載。それ以降、未収集か発禁処分により発行していないか区別できず。
1933 (昭和8) 年		未収集か発行していないか区別つかず
1934 (昭和9) 年		未収集か発行していないか区別つかず
1935 (昭和10) 年	81~88	5月81号
1936 (昭和11) 年	89~100	
1937 (昭和12) 年	101~112	
1938 (昭和13) 年	113~124	
1939 (昭和14) 年	125~136	
1940 (昭和15) 年	137~147	8月144号は未収集。10月147号で廃刊

戦前の「滋野時報」の発行は、一貫して青年会が担っている(3)。たとえば、1927(昭和2)年6月の第2号には、「滋野青年会諸報告」が掲載されているが、報告事項の役員会の動向の中に「時報部」について記載されており、他の報告事項として「時報創刊号の編輯」と「時報発刊」が掲げられている。

1-2 戦前「滋野時報」の性格

1927(昭和2)年6月15日の第2号の記事「滋野時報創刊に就いて 宮坂忠弘」では以下のように書かれている(滋野時報縮刷版発行委員会、2008、12)。

(略) よらしむべし知らしむべからずと言ふ言葉は過去だ、遺物だ。顧りみるいとまもないのだ。一步調で進む時だ。我等昭和の民はよろしく村政に携はつて、今迄為政者の為の為政の感の有つた政治を捨てて、絶対的の村民のための為政であらしむべく、村当局否大きくは国政迄も注視すべきだ。安心して其の業務に安ずる事の得る様に努力したい。知らざるをば滋野時報をして知り、不解なる問題をば時報を^つて^ま五千人の村民に問ふべし。必ず氷解するならん。

同じく第2号「編集後記」には、以下の文章がある(滋野時報縮刷版発行委員会、2008、14)。

本今号より各区通信欄を設ける事は予め申上て置きその準備も出来ました但通信のあつた区は二三であります。一種の新聞でありますから其の区に発生せる事、実行せる事即ち、其の区の行事、農業組合の仕事、衛生組合青年会又は■況等と団体的の行事を簡単に明瞭に知らせて下さい。(■は不明)

3 最終号の記事「時報廃刊 偶感」(田口正男)では、「併し農会に於て編輯したので、只農会事務報導(ママ)機関であり、青年の投稿機関であり、禁酒運動の宣伝板と化した弊はある」とあり、また「其の後編集が青年会の手に移つてからは」との記述もある(縮刷版、192)。「滋野時報」以前に別の編集主体(農会)による「滋野時報」があつた可能性が推測される。

1940（昭和15）年10月31日の147号（最終号）の「時報廃刊 偶感」（田口正男）では、次のように書かれている（（滋野時報縮刷版発行委員会、2008、192））。

そして青年団が編集する限り、何時も左の件が問題となる。（一）団報的か、（二）村報的か、

また、現事変下にありては、

（三）慰問物的か、

然し何時の編輯子に於てもこの問題に関し、何奈かと問はれたら即答し兼ねた事と思う、勿論私は明確に指示できない—が併し考えさせらる問題である。然らば何故に発刊して居ると尋ねるとせば、こう云うことは云ひると思う。即ち時報は村の文化機関であり、団報であり村報であり、勇士への慰問物であると、—そして時報は滋青責任編輯であり時報の発展は滋青の方針如何にあり、団員は常に新しい智識人でなければならない。

これらで語られている「滋野時報」の性格は、「一種の新聞」であり、村内に発生した事、諸団体の行事予定・報告だけでなく、村行政から国政までも報道するメディアであり、満州事変・日中戦争下では戦地に送る慰問物的性格も持っていたと考えられ、少なくとも滋野村青年会の機関紙としての性格だけを有していたとは言えない。

また、図1にみるように、題字下には、「定価金五銭 広告料一行十銭」と記載されており、図2のように広告も掲載されていることから広告料を得ていたことがわかる。

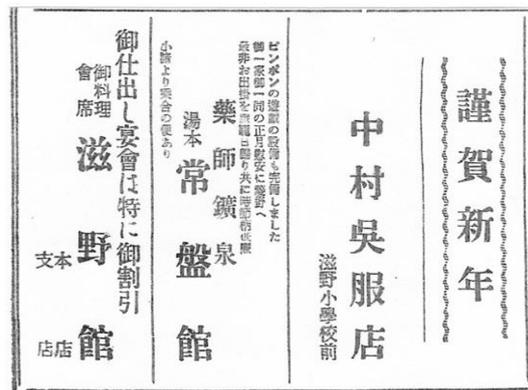


図2 1932（昭和7）年1月1日56号掲載の広告

1-3 戦前「滋野時報」の廃刊

戦前の「滋野時報」は、昭和15年10月31日147号が最終号となり、廃刊している。これについて青年会時報部長の土屋昌次は、最終号で書いている（（滋野時報縮刷版発行委員会、2008、192））。

廃刊問題に付ては去る十一日午後二時より小県各町村の時報発行人兼編輯人の会議が上田警察署内に於て開催致され其席に列しました。署長殿が見えず、次席殿が見られ尚県の特高係の丸山氏より廃刊に就てお話くださる、新体制による高度国防国家建設上、万止むを得ぬ現状、尚亦日刊新聞の整理統合による廃刊状況併せて国際間に於ける状況を御話後、是非此際大局を認識されて廃刊到して頂き度と云う命なる事からして、懇談会にうつる。

（中略）

懇談会に於て種々なる意見も出ましたが、結局郡下一斉国策に順応して一同廃刊致す事に決定致した次第であります、

内務省・長野県警察による「新聞統制・新聞統合」の中で、「滋野時報」も廃刊となっている(4)。

2 滋野村公民館と「滋野時報(志げ乃むら)」

2-1 滋野村公民館の設置と組織

「志げ乃むら」(これについては後述する)の1948(昭和23)年4月5日の第16号では、「文化の伝導 公民館について」の見出しで、「今度公民館委員によって協議の結果、役場の裏にある授産場を公民館の根拠として、スタートする事になりました」と報じている(滋野時報縮刷版発行委員会、2008、237)。次号の5月10日の第17号では、「おらが村の公民館発足す 4月30日開館式挙行」の見出しで滋野村公民館の発足が記事となっている(『縮刷版』、239)。このように1948(昭和23)年4月には、滋野村に公民館が設置されているようである。ちなみに、「その1」でみたように、竜丘村公民館も同時期の1948(昭和23)年3月に設置されている。

しかし、『東部町誌 社会編』をみると、和村公民館についての記載はあるが、滋野村公民館についての記載はない。「記録が残されている和村公民館についてみると」(東部町誌編纂委員会、1988、443)との表記や長野県内図書館蔵書検索の結果、また群馬大学中央図書館を通じた東御市図書館への問い合わせ結果からも、滋野村の『村誌』や公民館に関する資料は残っていないと思われる。

『東部町誌 社会編』では、その和村公民館については、以下のように記載されている。

記録に残されている和村公民館についてみると、当初の公民館による社会教育運動は、上からの勧奨によるもので、準備らしい準備もなく、公民館を設置することとなった。(東部町誌編纂委員会、1988、443)

社会教育ということで、館長に中学校長、副館長に小学校長を充てることとした。これは他の三町村【滋野村、田中町、祢津村】も同じであった。昭和二三年(一九四八)三月一四日、開館式を挙行した。学校の玄関に和公民館という表札を掲げ、学校施設の一切を利用することとし、青年団・婦人会・農協などと、緊密な関係を保つなかで、青年団とは特に、不即不離の関係をもち、その部門構成も、青年団とほとんど同一であり、公民館独自の活動という方向にはほど遠かった。(東部町誌編纂委員会、1988、443-4、【 】は筆者)

県【田中】・滋野・祢津においても、公民館活動は、青年団・婦人会の活動と、互いにかみ合い、ある時は助けられたり、ある時は支えられるという深い関係にあった。(東部町誌編纂委員会、1988、444、【 】は筆者、県村は田中町の旧称)

初期公民館について「青空公民館」と言われるように、小県郡の公民館は、「金もなければ、指導者もなく、仕事もはっきりしない、まことに不徹底な出発であった」(東部町誌編纂委員会、1988、

4 長野県下伊那郡で発行されていた「竜丘時報」の「新聞統制・新聞統合」による廃刊については、拙稿(2020)を参照されたい。また、「滋野時報」廃刊については、信越放送および東京放送がテレビ番組化し、放送している。

444) のだろうし、滋野村公民館も同様であっただろう。

先に示した「志げ乃むら」第17号(1948(昭和23)年5月10日)には、滋野村公民館の設置当初の体制が記されている(滋野時報縮刷版発行委員会、2008、239)。

総務部：顧問(村長、村議会議長)、部員5名

文化部：部員14名

産業部：部員11名

厚生部：部員12名

「文部次官通牒」に従って、事業部が編成されているが、公民館報を編集・発行するような「広報部」や「編集部」は記載されていない。

2-2 滋野村公民館の館報

もう一度『東部町誌 社会編』の和村公民館についての記載をみる。ここでは、「公民館活動として、最初にとり上げたのは館報の発行であった。これは青年会発行の時報を引き継いだもので、これによって、着々と公民館活動は進められた。」としている(東部町誌編纂委員会、1988、444)。先に述べたように、滋野村公民館に関する記述は『東部町誌 社会編』にはないが、「他の三町村も同じであった」とされていることから、滋野村公民館でも公民館報は発行されていたと推測できる。

公民館事業部の構成から館報発行を考える。先に述べたように、先の「志げ乃むら」第17号の記事を見ると、公民館設置当初の専門部の中には、館報発行を担当するような情報部や広報部の名称はない。「滋野時報」(これについても後述する)96号(1955(昭和30)年2月10日)には、「館報移管を望む」(前時報部長 土屋之正)の見出しがあり(滋野時報縮刷版発行委員会、2008、473)、同じく103号(1955(昭和30)年9月10日)では、公民館事業部として、教養部、産業部、厚生部、図書部の各部の他に調査広報部が記載されている(滋野時報縮刷版発行委員会、2008、503)。さらに東部町との合併直前の「滋野時報」130号(1957(昭和32)年12月10日)では、公民館の体制として、館長、副館長、主事、書記の他に、事業部として教養部、産業部、厚生部、図書部の他に調査広報部が記載されている(滋野時報縮刷版発行委員会、2008、607)。

このように「志げ乃むら」と「滋野時報」の記事は、滋野村公民館報は発行されていたことを物語っている。しかし、現物や縮刷版は見当たらない。滋野村や東部町関係の文献にも公民館報の文字を見出せていない(5)。

5 『東部町誌 社会編』には「三つの館報」として「とうぶまち」(東部町公民館発行)「田中町公民館報」(田中町公民館)「志げ乃むら」の写真が掲載されている(444ページ)。しかし、後述するように、「志げ乃むら」の発行は滋野村青年団もしくは滋野村男女青年団であり、公民館報とは言えない。

3 戦後の「滋野時報」

3-1 「滋野時報（志げ乃むら）」の編集・発行

1947（昭和22）年1月1日に「志げ乃むら」が創刊されている。図3のように、創刊号の題字下には、発行所は滋野村男女青年団とされ、「編集兼発行人」として田口正男の名前が挙がっている（滋野時報縮刷版発行委員会、2008、197）。題字横の記事「発刊に際して」の署名は「青年団長 田口正男」となっている。この「発刊に際して」の中には「『志げ乃むら』を男女青年団共同にて発刊した次第であります」としている。同じページの「村長代理助役 土屋 榮」の「発刊を祝して」でも「今回男女青年団幹部の皆様の非常なる御努力と団員の熱意ある御声援とにより」、「志げ乃むら」が創刊されたとしている。



図3 「志げ乃むら」創刊号

これらから、「志げ乃むら」は、青年（男女青年団）によって編集・発行されたと言えよう。

その後、1948（昭和23）年4月5日の第16号（滋野時報縮刷版発行委員会、2008、237）には「男女連合なり 滋野村青年

団発足す」の見出しがあり、「此の秋に当り■来の我滋野男女青年団の合併論一度台頭するや熱誠溢るる団員相互の自由討議は夕を忘れ朝を省みず、終始熱と意気とを持って慎重審議の結果並に総意を以て賛成具現致しました」（■は不明）とあり、翌月の第17号の発行所は「滋野村青年団」となっている（滋野時報縮刷版発行委員会、2008、239）。そして廃刊まで発行所は「滋野村青年団」が続いている。

1950（昭和25）年9月20日の第44号付録には「村団の構成」記事があり（滋野時報縮刷版発行委員会、

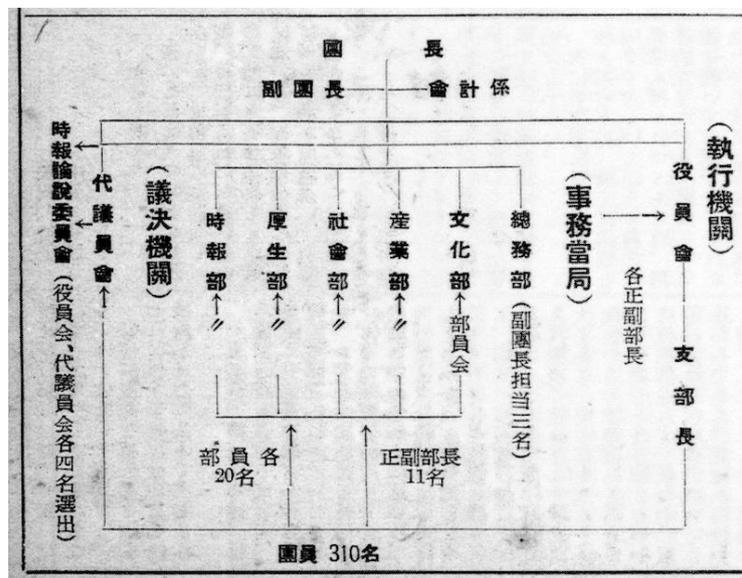


図4 滋野村青年団の組織（1950年9

2008、315）、そこで滋野村青年団の組織図が掲載されている（図4）。

ここでは、総務部や文化部と並んで時報部が位置付けられ、加えて、役員会と代議員会から選出される時報論説委員会が明示されている。

1955（昭和30）年2月10日に「滋野時報」第96号には、青年団時報部の体制として、「部長 田

口一敬」「副部長兼会計 阿部康志」「副部長 柳沢やいこ」の氏名が記載され、地区ごとに男女各1名選出されたことを推測させる部員18名(9地区で各2名)が記載されている(滋野時報縮刷版発行委員会、2008、473)。

「滋野時報」の1956(昭和31)年2月10日108号(滋野時報縮刷版発行委員会、2008、525)と1958(昭和33)年2月10日第132号(滋野時報縮刷版発行委員会、2008、615)では、青年団の部構成として、団長、副団長、文化部、厚生部などの他、時報部が掲載されている。

このように、戦後も「滋野時報(志げ乃むら)」は、青年団が組織として編集・発行していたことが明らかである。

3-2 戦後の「滋野時報(志げ乃むら)」の発行状況

縮刷版から発行状況をまとめると表2となる。基本的に毎月の発行ができています。

表2 戦後の「滋野時報(志げ乃むら)」の発行状況

年	号数	備考
1947(昭和22)年	1~12	「志げ乃むら」として創刊。
1948(昭和23)年	13~24	
1949(昭和24)年	25~35	2月3月合併号
1950(昭和25)年	36~47	
1951(昭和26)年	48~59	
1952(昭和27)年	60~71	
1953(昭和28)年	72~82	4月75号から「滋野時報」に改称。5月75号は4月号と号数が重複。
1954(昭和29)年	83~94	
1955(昭和30)年	95~106	
1956(昭和31)年	107~118	
1957(昭和32)年	119~130	7月125号は未収録
1958(昭和33)年	131~134	4月134号で、合併により廃刊

表に示したように、1953(昭和28)年4月の75号から「志げ乃むら」から「滋野時報」に改称している。1953(昭和28)年3月5日発行の「志げ乃むら」74号には、「時報の題字募集」の見出しがあり、題字を改める旨の告知となっている。75号では、応募状況の報告(「三峯」、「しげのむら」、「滋野時報」の三題の応募)があり、戦前の「滋野時報」を振り返った上で、慣れ親しんだ「時報」を残すとして「滋野時報」とすることが書かれている。

3-3 「滋野時報(志げ乃むら)」の性格

「志げ乃むら」創刊号で、編集兼発行人であり、滋野村青年団長である田口正男は「発刊に際して」

この記事を再集計すると（表3）、各集落1戸平均でほぼ30円となり、割り当てに近い形の「助成金」であったことが推測される。

表3 1戸当たりの助成金

集落	戸数	助成金金額	1戸平均
片羽	61	1830円	30.0円
井子	123	3690円	30.0円
中屋敷	83	2460円	29.6円
別府	48	1440円	30.0円
赤岩	88	2490円	28.3円
櫻井	233	6990円	30.0円
糠地	106	3180円	30.0円
大石	132	3960円	30.0円

これらから、「滋野時報（志げ乃むら）」は青年団によって編集・発行され、村民からの寄付や「助成金」を得て（村役場からの支援がまったくなかったかは確認できない）、文芸作品も掲載する意見発表、報道、重要事項連絡、世論結集を行う地域メディアであったと言えよう。

3-4 戦前との連続性

「志げ乃むら」から「滋野時報」に名称を変更した際、戦前の「滋野時報」を振り返り、「時報」に対して「慣れ親しんだ」との表現を使っていた。

「志げ乃むら」創刊時に編集・発行を行った田口正男は、100号記念号（1955年6月10日号）に文章を寄せている（滋野時報縮刷版発行委員会、2008、491）。

昭和二十二年一月創刊（再刊）より八ヶ年有余月にて百号を迎えた訳だが、戦前版が昭和二年五月発刊以来十有二年後の昭和十二年一月に百号を迎えた時と比べ（略）

注目されるのは「再刊」「戦前版」の言葉を使っている点である。

田口は、同じ記事の中で「マッカーサーからいただいた民主主義を、いたづらに振り廻されて居た当時、小田中袈裟麿、柳沢秀三郎、久保勝好、柳沢正美、土屋昌次、小林五九馬など先輩諸兄より機関誌発刊のご助言を賜り」と記してもいる。ここで人名に注目すると、まず「志げ乃むら」創刊時の「編集兼発行人」である田口は、戦前「滋野時報」の最終号で廃刊記事に署名している。久保勝好、柳沢秀三郎もまた、「滋野時報」の廃刊記事を書いている。土屋昌次は、すでに示したように、戦前「滋野時報」廃刊時の青年会時報部長である。

このように、戦前「滋野時報」と戦後の「滋野時報（志げ乃むら）」には、青年会による編集・発行が行われた点、村役場の行政広報ではなく、単なる青年会の機関紙でもなく、「一種の新聞」として発行されていた点、そして編集・発行に関わる人物の点、これらにおいて連続性が認められる。

3-5 「滋野時報（志げ乃むら）」による公民館批判

既に示したように、「志げ乃むら」は、1948（昭和23年）の4月の16号（滋野時報縮刷版発行委員会、2008、237）と5月の17号（滋野時報縮刷版発行委員会、2008、239）に滋野村公民館の設置について記事を書き、公民館への期待を示している。

その2年後、1950（昭和25）年4月の39号では、「論説」として「公民館を中心とした文化運動の重要性」を論じている（滋野時報縮刷版発行委員会、2008、299）。

（略）吾が村の公民館運動が、同館創立以来さしたる発展を見せなかった原因は多々あるが、要は今後に於ての問題として先づ第一に、当事者に熱意を望むと共に、行動性の大きな様望むのである。第二としては公民館の予算、人事、建物等の施設等の面については村政とは切り離せないが、文化運動そのものについてはその独立性を尊重して政治と切り離して運営委員に一任していく事が必要条件と考える。

第一の問題の解決策としては、今回新しく任ぜられた運営審議会に期待するものがある。広範囲に渉る人材の登用と、館長以下の新人事は正に解決策として成功したと考えられ、かけられた期待は大なりである。（略）

ここでは、公民館自体の重要性を認めつつも、公民館事業の不活発を問題としている。

さらに5年後、1955（昭和30）年から公民館批判が始まる。1955（昭和30）年2月10日の「滋野時報」96号では、青年団時報部長の退任の挨拶として土屋之正が前述のように「館報移管を望む」を寄せている（滋野時報縮刷版発行委員会、2008、473）。

（略）過去何年となく団報でいくべきか、公民館報で行くべきか、この問題は幾多の関係者の悩みであり対議されてきました。発行の裏付けとなる資金の全部を寄附金、助成金でまかなっている機関紙においては多分に形式的なものになりが多分に考えられます。従つて何のものにも侵害されることのない公民館報として立派な広報紙に育てる【編集の不備で文意つながらぬ文章が挿入されている】のが急務と考えます。

青年団はあくまで政治的中立を叫び、何のものにもおそれず目的達成に若き情熱をささげべきと考えます。一言申し述べ退任のあいさつにかえます。（【 】は筆者）

同じく、103号（1955（昭和30）年9月10日）では「公民館活動に思う」が掲載されている（滋野時報縮刷版発行委員会、2008、507）。

今度滋野公民館が、再出発して良い村を作ろうと、公民館の役員が、色々な計画で公民館の活動を教化するようになってきた。

だが、公民館では青年団とおなじ事業を計画して、青年団の協力を願うよらにということをして耳にしている。

このような公民館はまったく、青年団のための公民館で、もしくは良い村というよりも、良い青年団を、という方が良いように思われる。しかし公民館は事業が大き過ぎると思う。

村民のための公民館活動であったら、どんな事業でも良いが、その間には、問題がある村民は、公民館に何を望んでいるだろうか？ 公民館などということは、初耳だ、という人もいるだろう。その公民館が色々な事業をするのは重大な問題であろう。

第一に村民は公民館とは、と考えるようである。

私が A 君と話した時、A 君は公民館とは、いったい、青年団の今行なっている事業を行うのが、公民館の事業で村民においては、公民館の事業が行われなかったために、青年団が行う様になり、それが、青年団の事業のように村民は思い青年団に協力しなかったことも考えて公民館の事業も青年団の事業も良い村を作るための事業であるから村民に公民館事業を良く徹底させてもらいたいと思う。

このように、1950（昭和 25）年から「滋野時報（志げ乃むら）」の公民館への批判的な論調が見て取れる。ここで注目するのは、青年団活動と公民館事業の関係である。1950（昭和 25）年では、公民館が期待に沿った発展をしていないと批判することとどまる。1955（昭和 30）年になると、公民館事業は青年団の事業遂行に追従・依存しているとし、その一方で、青年団活動と比して「公民館は事業が大き過ぎ」、公民館が村民に浸透していないとする。ここからは青年団の公民館に対する一種の優位性の認識を見ることができる。これを館報発行の点で述べているのが、先の「館報移管を望む」の文章であろう。戦前も含めた「滋野時報」発行の実績がある青年団が、「何ものにも侵害されることのない公民館報として立派な広報紙に育てる」ことができるとしている。

4 滋野村公民館報と「滋野時報（志げ乃むら）」の並存

その現物も縮刷版も確認できなかったが、滋野村公民館報は発行されていたことが推測できた。他方、戦前の「滋野時報」と戦後の「滋野時報（志げ乃むら）」は、青年会（団）による組織的な編集・発行が行われるも、単なる青年会（団）の機関紙ではなく、「一種の新聞」、すなわち村内外の環境監視や村内の議題設定・世論形成、場合によっては村民の自己表現機会の提供を志向する地域メディアであったと言える。

1947（昭和 22）年 1 月 1 日に「志げ乃むら」が創刊され、1948（昭和 23）年 4 月 30 日に滋野村公民館が発足し、公民館報も事業部の手によって発行されていたと考えられた。つまり、「滋野時報（志げ乃むら）」と滋野村公民館報は並存していた可能性が高い。

戦前の「滋野時報」と戦後の「滋野時報（志げ乃むら）」との連続性を見ることができたわけだが、青年による「地域メディア発行活動」という視点で見れば、それは 1927（昭和 2）年 5 月（戦前「滋野時報」創刊）から始まり、1940（昭和 15）年の新聞統合・新聞統制によって中断するも、戦後「志げ乃むら」によって再開され、少なくとも東部町への合併までは継続したと考えられる。そしてこれは、公民館の設置による公民館報の発行の中に吸収されず、両者は並存していた。並存していたという意味で、滋野村における青年による戦前からの「地域メディア発行活動」は滋野村公民館の館報に接続することはなかった。

そして、「滋野時報」は、滋野村の東部町合併まで、編集体制を変えずに発行し続けられた。

むすびにかえて

ここでは、「その1 竜丘村の事例」と「その2 滋野村の事例」をまとめて検討する。

この二つの村で発行されていた「竜丘時報」と「滋野時報」は、昭和初期に同じように創刊され、同じように「むらの新聞」として発行され、同じように新聞統合・新聞統制によって1940（昭和15）年に廃刊となった。

戦後、「竜丘時報」は公民館報に引き継がれ、「滋野時報」は公民館報には引き継がれなかった。この事態を考える際に、公民館の「総合性」が重要となるだろう。

国立教育研究所（1974）では、公民館の「総合性」と社会教育法の関連について次のように書いている（国立教育研究所、1974、907）。

社会教育法における公民館制度の特徴を、次官通牒における公民館構想と対比させながら主要な点をあげれば、次のようになる。

第一に、地域振興の総合的機関としての性格から、『教育・学術及び文化』（社会教育法第二十条）に関する社会教育機関としての性格が明確にされ、それともなう事業内容が規定（第二十二条）されることになった。

これにより、「公民館が社会教育機関としての性格を明確にし、その独立性を主張する根拠を社会教育法は用意したわけであるが、その反面、地域の荒廃した生産・生活を再建しようとする「村づくり・町づくり」運動の総合的機関としての性格をふりすてることにもなったのである」（国立教育研究所、1974、910）。

しかし、実際は、「五二年十一月の市町村教育委員会一斉設置によって、公民館の行政所管は市町村当局から教育委員会へはじめて移管されることになった」が、「一九四八年教育委員会法、一九四九年社会教育法にもかかわらず、市町村公民館は、一九五二年の教育委員会一斉設置まで、一般行政のなかで機能し」（国立教育研究所、1974、917）ていたとされる。「公民館がおかれている市町村、とりわけ町村の現実の行政実態は、一般行政からの社会教育行政・公民館の独立が簡単に成立するほど単純なものではなかった」（国立教育研究所、1974、918）。

こうして、社会教育法施行以降も公民館は一般行政から簡単には独立せず、地域の荒廃した生産・生活を再建しようとする総合的機関としての性格を有していた。

長野県の場合も、「その1」で示したように、1946（昭和21）年9月の長野県通牒「町村公民館の設置並びに運営について」と1951（昭和26）年の長野県公民館運営協議会による『公民館運営の指針』の「公民館報の編集」は、共に公民館および公民館報の総合性を提示していた。

また、「その1」の「1-2-2 長野県での公民館報・青年団報等の発行状況」で示したように、1950（昭和25）年11月末において、「公民館報発行を1とした青年団報発行」は、竜丘村がある下伊那

郡は非常に低く（県内最下位）、滋野村がある小県郡ではかなり高かった（県内第2位）（6）。

これらを踏まえ、仮説的なまとめを行う。

地域社会が総合的なメディアを求め、公民館の総合性に基づく公民館報の総合性を求めたゆえに、そして戦前の時報の編集・発行の経験と力量を公民館が取り込むことができたために、戦前の時報発行の営為は公民館報の形で戦後に引き継がれた。

地域社会が総合的なメディアを求めたゆえに、公民館報の総合性よりも優位（逆に言えば、青年団活動と比した場合の公民館実践の劣位）にあると自負していた時報は、戦前の青年による編集・発行を維持して生き残った。

いずれも、戦前の時報発行は、戦後の社会教育・公民館施策の地域社会における受容と実践と絡みながら、戦後の地域メディア発行に接続していったと言えるだろう。

引用・参考文献

- 国立教育研究所（1974）『日本近代教育百年史 第8巻 社会教育 2』国立教育研究所
 東部町（1987）「旧四ヶ村勢一覧 3 小県郡滋野村勢一覧」
 東部町誌編纂委員会（1988）『東部町誌 社会編』、東部町誌刊行会
 森谷 健（2009）『地域メディアの市民編集の研究—「笠懸公民タイムス」を事例として—』文部科学省科学研究費補助金、基盤研究（C）、研究成果報告書（平成19年度～平成20年度）
 ———（2017）「月刊誌『はこべ』創刊の経緯と基盤的条件—市民編集の地域メディアと地域社会的文脈—」『群馬大学社会情報学部研究論集』、第24巻
 ———（2020）「竜丘時報」の発刊と廃刊—1930年代のメディア状況及び新聞統合の中の地域メディア—」『群馬大学社会情報学部研究論集』、第27巻
 滋野時報縮刷版発行委員会（2008）『滋野時報 志げ乃むら』（縮刷版）東御市滋野地区活性化研究委員会

引用・参考 URL

- 信越放送「SBC スペシャル 消えた村のしんぶん ～滋野村青年団と特高警察～」
<https://sbc21.co.jp/blogwp/special/broadcast/3125>
 （最終閲覧：2020年3月26日）
 東御市「合併の推進」
<https://www.city.tomi.nagano.jp/category/gappei/101847.html>
 （最終閲覧：2020年3月26日）

参考 DVD

- 信越放送（2018）「消えた村のしんぶん 滋野村青年団と特高警察」（東御市図書館所蔵）

6 長野県公民館運営協議会による『公民館運営の指針』では、時報を青年団報として扱っていることが考えられる。「その1」の脚注で示したように、また、拙稿（2020）で論じたように、筆者は必ずしもその認識には立たない。